

大磯町職員措置請求書

平成29年7月21日

大磯町監査委員殿

請求人 オンブズマン大磯

代表幹事 添田正直



第1 請求の要旨

1 請求の対象行為、対象物件

国府新宿222番地2こゆるぎハイツ等のプロパンガス庫の固定資産税（家屋）の賦課徴収を懈怠した行為。

2 理由

固定資産税における家屋とは、「住家、店舗、工場（発電所および変電所を含む）、倉庫その他の建物をいう」（地方税法第341条の三）と定義される。また、「家屋とは不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって登記簿に登記されるべき建物をいうものであること」とされ、不動産登記法における「建物」とその同意義のものであり、家屋の認定基準も、原則として不動産登記規則第111条の規定に準ずるとされる。

不動産登記規則第111条は、建物の認定基準を「建物は、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であつてその目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならぬ」と規定し、「①外気分断性」「②土地への定着性」「③用途性」の

3つを要件としている。

1. 外気分断性

屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぐことができること。

2. 土地への定着性

基礎等で物理的に土地に固着していること。

3. 用途性

建造物が家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供し得る一定の利用空間が形成されていること。

そうすると、当該こゆるぎハイツプロパンガス庫は写真（書証1）、からも明らかのようにこの要件を十分に満たしていて、固定資産税の対象物件であり、賦課徴収しなければならないところ、実際には課税されていない（書証2）。

なお、監査委員には他の共同住宅においてもプロパンガス庫の固定資産税の賦課徴収を懈怠する行為がないかについて、その職権を行使した厳正な監査を要求する。

第2 求める措置

平成25年度の担当課長岩崎俊一、平成26年度及び平成27年度の担当課長甲木なな子、平成28年度及び平成29年度の担当課長吉川淳一及び平成25年度から平成29年度の町長中崎久雄は、当該懈怠によって大磯町が被った損害額を大磯町に損害賠償せよ。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙書証、資格証明書を添え必要な措置を請求する。

中行

がん

(四)

がん

がん

がん

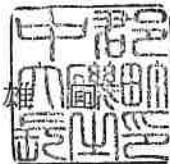
書記二

行政情報不存在決定通知書

平成29年7月20日

オンブズマン大磯 添田 正直 様

大磯町長 中崎久



平成29年7月6日に請求のありました行政情報の公開（行政情報の写しの交付）については、次の理由により行政情報として存在しておりませんので、大磯町情報公開条例第9条第3項の規定により通知します。

請求に係る行政情報の内容	H25年度～H29年度 ①高麗地区のプロパンガス庫の課税状況及び内容 ②こゆるぎハイツ 地番国府新宿字葛川222番2のプロパン庫の課税内容及び状況が記載された書類すべて
行政情報が存在しない理由	当該請求に係るプロパン庫に対する課税の事実がないため。 (※②こゆるぎハイツ 地番国府新宿字葛川222番2のプロパン庫の課税内容及び状況が記載された書類すべて)
事務主管課	部署名：政策総務部 税務課 資産税係 電話番号：0463-61-4100（内線255・256）

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示事項

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で大磯町長に対して審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大磯町を被告として（訴訟において大磯町を代表する者は大磯町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。